鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議及び連絡会議会員による建設現場パトロールの開催について

受注者、発注者、労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていくことを目的に設立された鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議（会員は、国、県の発注機関、建設業の災害防止団体及び鳥取労働局。会長は鳥取労働局労働基準部長）では、昨年の協議を受け開催することとなった、会員による建設現場の安全パトロールを、「ゼロ災５５」無災害運動のスタートを切る 11 月 14 日（水）の午前中に開催しました。そしてこの日の午後から連絡会議を開催しました。

注）「ゼロ災５５」無災害運動は、重篤な労働災害が 11 月から 12 月にかけて多発する傾向にあることから、11 月７日から 12 月 31 日までの 55 日間、労働災害の防止と死亡災害の撲滅を目指し、鳥取労働局が平成元年から実施している取組みです。

《パトロールの冒頭　挨拶をする高橋労働基準部長》

今回パトロールを実施した建設現場は下記のとおりです。

天神川吉田砂防堰堤外工事現場（東伯郡三朝町吉田地内）
施工業者：㈱井中組（国土交通省発注）

大立下谷川火山砂防工事（倉吉市大立地内）
施工業者：㈱北和（鳥取県発注）

平成 30 年７月豪雨や台風による被害の災害復旧工事がこれから始まることをから、地山掘削工事における労働災害防止を主眼としてパトロールを行いました。

施工業者より工事概要等の説明を受けたあと、現場パトロールを実施しました。パトロール当日はあいにくの降雨であったため、大立下谷川火山砂防工事においては作業中止となっていましたが、それぞれの現場における掘削箇所や点検道、建設機械の状態などについて点検を行いました。

《天神川吉田砂防堰堤外工事現場》

《大立下谷川火山砂防工事》

《土石流災害防止対策》

作業中止基準
天神川吉田砂防堰堤外工事
大雨、強風、地震等の異常気象で作業を中断する場合は以下のとおりとする。
a. 1時間当りの降水量が25mm以上の場合、又その恐れがある場合。
b. 10分間の平均風速が毎秒10m以上の風の場合、又はその恐れがある場合。
c. 中震（震度4）以上の場合。
d. 天谷川の水位が水位計標示の作業中止水位に達した場合。
水位計による行動基準
危険
安全

土石流警報装置

《転落を防止するための措置》

＜鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議＞

　連絡会議の冒頭、会長である高橋労働基準部長が『県内の全産業の労働災害発生状況は 410 件と昨年同時期に対し 18 件増加となっているが、建設業においては 66 件と同 13 件の減少となっており、皆さんの取組の成果であり、御礼申し上げる。７月の豪雨、その後の台風により甚大な被害が発生しており、これから復旧工事に取りかかることとなり、また施工時期が降雪期にもなってくることから、労働災害の発生が懸念される。人の命や健康の確保は、何物にも代えがたいものであることから、復旧工事の発注に当たって、無理のない工期設定や安全対策への配慮をいただき、労働災害防止に協力くださるようお願いする。』と挨拶の中で呼びかけました。

《挨拶をする高橋労働基準部長》

《連絡会議の開催状況》

続いて午前中の安全パトロールについての講評が話し合われました。

講評については、良かった点として『きれいに整頓されていた。』『たばこの灰殻入れの側に消火器が配置されてあり、良かった。』『作業道路の転落防止措置で安全帯のフックを着けないと上がれないよう表示をしており良かった。』『土石流対策について意識されており、訓練も行われていた。』『重機について施錠されていた。』などの意見が出されました。

また、より安全に作業できるようにと、『堰堤の上部の打設のため階段が取り外されていた。作業はないとのことであるが、階段から躯体へ乗り入れる箇所に手すりがあれば、より安全である。』『掘削面の点検の際の転落防止のため、トラロープを張り、親綱を配置して安全帯を使用して実施すれば、作業者も安心できる。』『現場内での伐木作業について、伐倒時の労働災害の発生が多いので、安全確保による作業をお願いしたい。』などの意見が出されました。

次に、労働災害防止のための取組について協議を行い、『災害復旧工事の発注方式の簡略化を行っている。』『労働局からの７月 13 日付け通達を受けて、災害防止の徹底について文書を発出している。』『通常工事と災害復旧工事との両方の工事発注となるが、過度の負担とならないよう災害復旧工事を優先することとしている。』などの意見が出されました。

鳥取労働局から、災害復旧工事における労働災害防止のため、通達『平成 30 年７月豪雨による災害の復旧工事にかかる安全衛生対策について』による災害防止対策の実施について、リーフレット『平成 30 年７月豪雨　災害復旧工事関係事業者の皆さまへ　ご安全に』の受注者への配布による周知について、『斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン』による取組の実施について、各会員（発注機関）へ要請しました。

建設業の災害防止団体から『今回のパトロールを実施した２現場とも、社内

審査の上、工事計画届を所轄の労働基準監督署へ届出済の現場と考えるが、小規模の事業場にあっては、社内審査がシステム化しておらず、おろそかになっている場合が見受けられる。しっかりと社内審査を実施し工事の安全衛生を確保することが重要であるので事業場においては取り組んでいただきたいし、工事に係る社内審査や届出がどの様にされているかを施主の方々には意識していただくことと、確認をお願いしたい。』との意見があり、また『11 月２日付けで倉吉労働基準監督署長より通達が発出され、計画届の事前確認の徹底の指示と審査のための様式が示された。』との報告がありました。

各会員より災害復旧工事の発注状況・今後の見込について発表いただいたあと、鳥取労働局より労働災害発生状況、働き方改革関連法（労働時間法制の見直し）、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン、冬期の労働災害防止対策の徹底について及び降積雪期における転倒災害を防止について説明を行いました。

最後に、今年初めて会員による建設現場の安全パトロールを開催したが、来年も安全パトロールを開催すること、詳細は連絡会議分科会において決定することを確認し、会議を終了しました。